

平成 28 年 12 月
防 衛 省

航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令
案に関する意見の募集結果について

1 意見募集の結果

防衛省において、平成 28 年 10 月 31 日（月）から同年 11 月 29 日（火）までの間、航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令案について、広く国民の皆様から御意見の募集をしましたところ、御意見はございませんでした。

2 意見公募を実施せずに改正した部分とその理由

今回の改正は、航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 28 号）第 2 条において海上自衛隊の航空学生試験を受験する者の募集年齢について、18 歳以上 21 歳未満から 18 歳以上 23 歳未満へ引き上げを行うことに加え、同訓令第 3 条、第 5 条及び第 6 条において、用語の整理等の形式的な改正を行っております。

このうち、用語の整理等の部分については、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL：03-3268-3111（内線 20753）